# 次期北海道生物多様性保全計画について

#### 1 位置づけ

- 本道の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の、総合的かつ計画的な推進を図るための計画
- 「生物多様性基本法」及び「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づく「地域戦略」
- 「北海道環境基本計画(第3次計画)」の個別計画として策定
- 生物多様性基本法に基づき国が策定する「生物多様性国家戦略」を基本として策定

#### 2 ポイント

- 自然と共生する社会の実現に向け、<u>生物多様性の持続的な利用を図りながら、生物多様性の損失を低減さ</u>せ、回復傾向への転換を図ることを方向性として掲げる
- 2050年(令和32年)までの長期的な目標及び2030年(令和12年)までの中期的な目標を掲げ、その 達成のための基本方針、さらに基本方針ごとに目指すべき状態及び取るべき行動を設定し、各行動に関連 付けられた施策を推進することにより目標の達成につなげていくことを明示

#### 3 計画期間

■ 計画の目標年を2030年に設定(生物多様性国家戦略の目標年は2030年に設定)

#### 4 構成

- ■本編:計画の位置付け、目標、基本方針、目指すべき状態、取るべき行動などを示す
- 行動計画編:基本方針ごとの取り組む施策を示す
- 基礎資料編:本道の自然環境の状況や用語の解説などを掲載

# 次期北海道生物多様性保全計画について

# 2050年までの長期目標

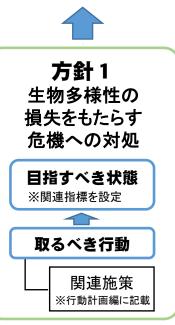
■ 誰もが生物多様性の保全や持続可能な利用に関心を持ち、持続可能なライフスタイルを実践しているとともに、多様な主体が気候変動対策と調和した生物多様性の保全や回復に関する活動を実施又は参加することにより、道民の生活の向上と生物多様性の保全の双方が両立している「自然と共生する社会」の実現

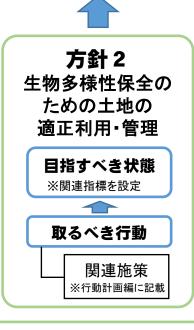
## 2030年までの中期目標

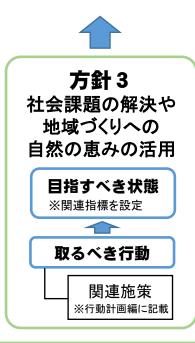
■ 生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性の損失を低減させ、回復傾向への転換を図る

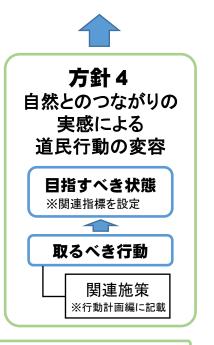
# 基本方

針









横断的・基盤的取組:調査研究、情報発信、様々な連携、人材育成

# 基本方針 1 生物多様性の損失をもたらす危機への対処

- 生物多様性は、「開発など人間活動による危機」、「自然に対する働きかけの縮小による危機」、「人間により持ち込まれたものによる危機」、そして「地球環境の変化による危機」の<u>「4つの危機」に直面</u>
- 危機に対処するためには、希少種の保護増殖や外来種の防除、事業活動により排出される汚染物質の削減や、生物多様性に配慮した農林水産業の推進などを通じ、生物多様性の損失を止め、回復させることが必要

## 目指すべき状態

- (例) 生物多様性の質・量が回復している
  - 生物多様性への負荷が低減されている

- (例) 希少種の保護、外来種の防除、自然の再生等を通じ、生物多様性の回復に向けた取組を実施する
  - 土地利用の変化による生物多様性への影響を回避・低減する
  - 汚染・廃棄物の削減等、事業活動における生物多様性への負荷を軽減する
  - 野生鳥獣との軋轢の低減に向けた取組を実施する
  - 生物多様性の保全・再生に資する、農林漁業者の環境負荷低減事業活動を推進する

# 基本方針 2 生物多様性保全のための土地の適正利用・管理

- 自然からの恵みは、生物多様性が保全された、様々ないのちあふれる生態系がつながり合うことで生み出されており、持続的に恵みを享受するためには、各々の生態系を健全に保つことに加え、それらのつながりを維持・回復・創出していくことが必要
- 国が掲げる、2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」の達成に貢献するよう、法令に基づき保全を図る地域や、その他生物多様性の保全に資する地域を確保し、<u>適正な管理を行っていく</u>ことが求められている

#### 目指すべき状態

- (例) 〇 道外や国外も含め、様々な地域との間の生物多様性のつながりが形成されている
  - 生物多様性保全に貢献するエリアが確保されている

- (例) 渡り鳥に象徴される世界的な生物多様性のつながりも考慮し、森・里・川・海のつながりを強化する
  - 法令に基づき指定される保護地域を適正管理するとともに、地域の状況に応じ区域の見直しを実施 する
  - 国が認定する自然共生サイトへの登録と、その持続的な管理を促進する
  - 保護地域や自然共生サイト以外の地域も含め、生物多様性の状況の把握や保全を、地域において計画的に進める取組を促進する

# 基本方針3 社会課題の解決や地域づくりへの自然の恵みの活用

- 生物多様性の保全は、様々な社会課題と関係し、その解決に貢献
- 地域づくりにおいても、生物多様性の保全や持続可能な利用の観点は重要
- 自然環境を活用して、魅力的な地域づくりを行い、<u>誘客の促進や人材・資金の循環</u>をなしうることは、地域の持続可能性を高めることにもつながる

## 目指すべき状態

- (例) 本道の抱える様々な課題が、生物多様性の保全や利用を通じて統合的に解決されている
  - 自然を活かした持続可能な地域づくりが行われている

- (例) 生物多様性保全と気候変動対策との両立を図り、相乗効果の最大化を促進する
  - 自然資源を持続可能な方法で利用する、北海道らしい循環型社会を形成する
  - 地域の自然資本を持続的かつ積極的に活用した地域づくりを推進する
  - 地域の自然を背景とする伝統文化の継承と振興を図りながら、道民の生きがいの創出と心身の健康 増進を図る

# 基本方針 4 自然とのつながりの実感による道民行動の変容

- 道内の生物多様性を保全するだけではなく、道外、国外の生物多様性への影響を低減させていくためには、 くらしと生物多様性との関係に気づき、環境ラベル等を参考に生物多様性に配慮して生産された食材を選 択的に購入するなど、<u>消費や生活のあり方を生物多様性に負荷を与えないかたちに変えていく必要</u>がある
- 道内社会全体で生物多様性への配慮を進め、本道の持続可能性を高めていくためには、事業者から道民ー人一人に至るまで、あらゆる主体が生物多様性に負荷を与えない行動を主体的にとっていくことが必要

## 目指すべき状態

- (例) 日常生活と自然のつながりが強化されている
  - 自然との共生に向け道内社会の意識と行動が変容している

- (例)○ 自然とのふれあいの場と機会を増大させ、生物多様性の重要性の理解の増進を図る
  - 経済活動における生物多様性への配慮を促進する
  - 生物多様性への負荷の少ない消費・生活活動を推進する
  - 動物の命を尊重した動物との正しい付き合い方の理解を促進し、人と動物との適切な関係を構築する

# 横断的・基盤的な取組

- 情報を得るためには、自然的・社会科学的な知見に基づき、<u>文献やデータの収集や、現地の自然的・社会的な調査が必要</u>
- 国や市町村、研究機関をはじめ、事業者や団体などあらゆる主体との<u>連携体制を構築</u>し、<u>専門的知見を有する人材や、地域をコーディネートする人材を育成</u>し、地域のニーズに応じて活用していくことが重要
- 本計画の推進によって生物多様性国家戦略やその背景となる昆明・モントリオール生物多様性枠組の達成につなげるという視点が重要

## 横断的・基盤的な取組

- (例) 生物多様性に関する調査研究や情報集積を行い、それらの情報を効果的に発信する
  - 世界目標や国家戦略の達成への貢献を視野に、国内外の様々な主体との連携を促進する
  - 地域で活躍する人材の育成や、マッチング等を通じた効果的な活用を図る

#### (参考) 構成(目次)の比較

#### 現行計画

#### はじめに

- I 生物多様性とは
- Ⅱ 計画策定に当たって
- 1計画の位置付け
- 2 計画の期間 3 計画の特徴
- (1)4つの圏域
- (2)8つの生態系 III 生物多様性を巡る情勢
- 土物多様ほど巡る情労 1 計画策定及び見直しの背景
- (1)国の生物多様性にかかる動き (2)地方公共団体の動き
- (3) 北海道の取組
- (4) 先人の知恵と文化
- 2 北海道の生物多様性における現状と課題 (1) 北海道の自然環境
- (2) 各圏域における自然環境
- (3) 北海道の生物多様性
- 3 北海道の生物多様性を脅かす要因 (1)人間活動や開発による影響
- (2) 人為的な持込みによる影響
- (2)人為的な恃込みによる影響 (3)地球温暖化による影響
- Ⅳ 計画の基本方針
- V 計画の基本分別 1計画の目標と基本方針
- 2計画の推進に際しての基本的視点
- 3 各主体の役割と連携
- 4計画の推進
- Ⅴ 施策別実施方針
- 1 生態系別施策の実施方針
- 2 重要地域の保全施策の実施方針
- 3 横断的・基盤的施策の実施方針

関連指標等 関連用語解説

#### 次期計画

#### 本編

はじめに

- よしめバー
- I 基本的事項 1計画の位置付け
- 2計画の期間
- 3計画の対象区域
- Ⅱ 計画見直しの背景 1 生物多様性国家戦略の概要
- 2 前計画の点検・評価の概要
- 3 本計画策定のねらい Ⅲ 本計画の目標
- 1 2050年までの長期目標
- 2 2030年までの中期目標
- IV 2030年までの中期目標達成に向けて 1 目標達成に向けた基本方針
- 2 横断的・基盤的な取組
- ┃ Ⅴ 計画推進の仕組み
- 1 各主体の役割 2 連携体制の構築
- 3計画の点検評価及び見直し

#### 行動計画編

<基本方針及び取るべき行動に基づき進める対策・施策を示す>

#### 基礎資料編

<本道の自然環境の状況や用語の解説などを掲載>